

一、指渡一寸ほどの唐金の類にて、皿四つ有之候。
 一、文鎖ほど成る金の獅子一つ、箔にて塗候様に相見え、是も金類と相見え候。

一、米、赤き木綿袋に入れ六つ有之候。米五合或三合。一合ほど宛入候様に相見え候。米は小粒に相見え候。右袋の上に文字有之候得共、浪に濡れ候やしかと相見え不申候。其内二つ袋に、弟子李忠、善拾米、如斯ばかり相見え候。上下木綿切れ文字相見え不申候。其外の袋には、陳弟子米、白米廿少包、如斯御座候得共、文字分明に相見え不申候。袋の縫様はねぢぶくさの様に縫申候。

一、薪二束竹のたがにて結び有之、一束は長さ三寸廻六寸ほど、一束は長さ四寸に六寸ほど有之候。

右の通り船中に有之候。竹かほご等其外にも青藻付申候。袋に有之米も腐り申候。外に類船等も有之やと、領内近き海邊相尋候得共、類船見え不申候。此以後相替儀無御座候。以上。 于六月廿五日

一、越中稻積村與兵衛の奇病

元祿十三年庚辰二月、越中射水郡稻積村民與兵衛奇疾の事、

與兵衛算用場へ差出す紙面の寫如左。

私儀去年九月廿九日、不圖耳聞え不申、物言申事不叶、おしに罷成申候所に、當月六日の明方に私目ねられ不申故、夜明候は冬口村の一門共方へ参り可申と存じ、起直り申候へば、未夜明放れ不申に付、つくばひ頭をうつむけ居申所に、二十歳計の美男髪を草たばねにして、素襖の様成ものを着し、私に向ひ被仰候は、此跡宮へ來り致悪事候得共、汝は棟梁不仕、其上氏子故助置候。棟梁の相手は取殺し候。汝も去年より致畜生置候得共、今よりゆるし、元の如くにいたしとらせ可申候間、以後相嗜可申候。今度宮屋敷をひろげくれ候儀、嬉敷思召候。早々宮へ参詣候へ。惣て御酒、はらひ捧げ候節は、下に手向候へば六分は備り、四分は廢り候て、くさり候時分迷惑に候間、直に躰の内袋の内にてくれ候ても同事に候と被仰、御形は見え不申候に付、權現様御告と奉存難有、早々こりを取り御宮へ参詣仕候に、堂の戸に鎖おりの申に付、外より拜し申候處に、誰ともなくあつとさへ〜と御示現候故、あつと答へ拜し申候所に、其儘耳も聞え物も申事如

元、自由に叶ひ難有御事に御座候。此跡宮へ來り悪事仕と御示現被成候儀、今程思ひ當り候へば、十一歳の時大江村兵助忰丈太郎と申者と、宮にて權現様を取出し人形にまはし申候。丈太郎儀は其後死申候。定て此儀にて可有御座候。以上。

射水郡稻積村頭振

元祿十三年二月日

與兵衛 判

右權現と申候は權現にては無之、諏訪大明神を祠り置候。稻積村は氷見入に候得共、是は高岡入の村にて候旨。

一、新保才兵衛追放せらるゝ事

寶永六年己丑正月、金澤年寄中より名代の使者、舊臘より東都へ罷出る。村井豊後守使者新保才兵衛百五十五如恒例元朝御禮相濟、御太刀獻、上之御暇賜り、正月下旬罷歸候。才兵衛儀豊後守へ申斷候は、海上船にて罷越候故、越中境御關所罷通不申候間、過書返上仕候旨指出候。關破の法に準じ候得共、罷歸候て斷に及候へば關破とも違候。兎角其分には難成、上口へ豊後守より令追放候。才兵衛越前に住居の内、悪事仕出し、所より及會議候所、豊後守家來と申違候に付其

段申來、豊後より召寄、同年六月別荘に令禁牢候。

一、さしすぎといふ歌詞の意義

歌書等の内にさしすぎの黒戸・栗棲野などいひて、黒事を云の枕詞とす。さしすぎの詞何事を指て云にや未曉の所、一年京師にて杉の木を挽ものせし坊間を経過し侍るに、木の心の黒くみえて杉と見えけるを、怪敷くおもひ立寄て問ければ、さし杉の黒みにて侍ると答ふ。甚訝しく、如何成故にや指すぎの黒みといふめるといふに、杉の挿樹は必ず其心黒くなり侍る。是挿杉のしるしに侍ると云にて、初てさしすぎの枕詞は此事の縁と云事をしる。さしすぎは挿杉也と小瀬復庵云。 前波氏話

一、鳩巢先生讀楠公父子訣別圖

松雲公常に我邦皇統の中葉以來紐を解き、其大勢を失へる事を慨嘆し給ひ、且つ南朝の正統世にあきらかならず、北朝を以て正統とせる事を怨憤り給ふ。南朝の親王中務卿宗良の爲人を賞し、新葉集の内より歌二首を撰出し給ふ。其歌如左。

東の方に久しく侍りて、ひたすらものゝふの道にたづさ